

## 東京都防災（語学）ボランティア登録に際しての留意事項

### 1 個人情報の取り扱いについて

登録に際して申請いただいた氏名、住所、生年月日等の個人情報は、東京都防災（語学）ボランティア制度に関するもののみに使用します。

また、登録内容に変更があった場合は、必ず下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。詳細は、「語ボラハンドブック」P.12「Ⅵ 登録更新・変更の手続等」をご参照ください。

### 2 連絡方法について

活動協力依頼、研修のご案内等は、原則、語ボラシステムからご登録いただいたメールアドレスにご連絡させていただきます（緊急の場合は電話でご連絡させていただく場合があります）。

ご登録いただいたメールアドレスが変更になった場合は、速やかに変更申請を行ってください。また、メールドメイン指定受信等の設定をされている場合は、下記ドメインからのメールを受信可能な設定にしておいてください。

- (1). @tmg-gv.metro.tokyo.jp           (2). @chobiit.me  
(3). @section.metro.tokyo.jp       (4). @member.metro.tokyo.jp

発災時、円滑に活動協力依頼をさせていただくためにも、ご協力をお願いいたします。

東京都へメールをお送りいただく際は、件名に【東京都防災（語学）ボランティア】と入力していただきますようお願いいたします。

※新規登録完了時、support@chobiit.me より、ご登録のメールアドレスにログイン名及び初期パスワードをお送りいたしますので、必ず設定の変更をお願いいたします。

### 3 システムへのログインについて

メールでお送りするログイン名、初期パスワードを入力し、下記URLにログインしてください。ログイン後、次の①～③を必ず実施してください。

<https://tmg-gv.chobiit.me/login.html>

- ① 「マニュアル／研修資料」から「操作マニュアル」を確認してください。
- ② 「操作マニュアル」の手順に沿って、「ユーザー情報」から初期パスワードを変更してください。
- ③ 「マニュアル／研修資料」から「語ボラハンドブック」を確認してください。

### 4 ログイン名・初期パスワード等を忘れた場合

ご自身の「ログイン名」「初期パスワード」「登録番号」を忘れた場合は、下記「お問い合わせフォーム」からお問合せください。

<https://logoform.jp/form/tmgform/530827>

### 5 登録証について

登録証は、東京都防災（語学）ボランティアとして活動する際に常に携帯してください。登録期間は、登録された日から4年を経過する日の属する年度の末日（3月31日）までですが、

更新が可能です。

(有効期限が近づきましたら、東京都より更新手続きについてご連絡します。)

万が一、登録証を紛失された場合には、下記担当までご連絡ください。

## 6 ビブスについて

ビブス（青色の「東京都防災（語学）ボランティア」と書かれているベスト状のゼッケン）は、東京都防災（語学）ボランティアとして活動する際、ご自身の私服の上に着用してください。万が一、ビブスを紛失された場合には、下記担当までご連絡ください。

## 7 その他

本資料は、システムの「お知らせ」に掲載しておりますので、併せてご確認ください。

なお、万が一、ログイン名初期パスワードが届かない場合は、お問合せフォームからご連絡ください。

## 8 参考

### ◆ 東京都地域防災計画における東京都防災（語学）ボランティアの位置付け（参考）◆

東京都地域防災計画における、東京都防災（語学）ボランティアの位置付け等について、参考としてお示しします。（出典はいずれも同計画震災編（令和5年修正）及び同計画風水害編（令和3年修正）で、原文にない下線を付すなど若干の加工をしています。）

#### ■ 予防対策について



平常時からの「予防対策」では、「外国人支援対策」の具体的な取組みとして次のように記述されています。

#### ＜＜都各局＞＞

- 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施するとともに、東京都防災（語学）ボランティアに対して、研修や訓練を行い、スキルアップを図る。

#### ＜＜区市町村＞＞

- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

#### ■ 応急対策について



発災後の「応急対策」では、「外国人の情報収集等に係る支援」の各機関の役割分担に、次のように記述されています。

---各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集・提供を円滑に行う。---

| 機関名      | 対策内容  |
|----------|---|
| 都政策企画局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在京大使館等との連絡調整</li> </ul>  |
| 都総務局     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。</li> <li>○ 東京都等が保有するデジタルサイネージにおいて、災害時に多言語での発信を行う。</li> </ul>   |
| 都生活文化局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人災害時情報センターの業務の実施<br/>災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、（公財）東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等</li> <li>・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援</li> <li>・ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、<u>東京都防災（語学）ボランティア</u>を派遣</li> </ul> </li> <li>○ （公財）東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入等を実施</li> </ul> |
| 都産業労働局   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージや無料Wi-Fi サービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供</li> </ul> </li> </ul>   |
| 区市町村     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在住外国人への情報提供</li> <li>○ 外国人災害時情報センターとの情報交換</li> <li>○ 区市の国際交流協会等との連携</li> </ul>   |
| 観光関連事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各施設等を利用する外国人旅行者の案内、誘導、情報提供</li> </ul>  |

※ そのほか、避難所の運営に関しても、都生活文化局の役割分担として東京都防災（語学）ボランティアの派遣について記述があります。

#### ■東京都の防災ボランティアについて

東京都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進しています。

東京都防災ボランティアには、次のような制度があります。

#### 【東京都防災ボランティア等の概要】

| 機関名    | 要件   | 活動内容   |
|--------|--|--|
| 都生活文化局 | 《防災（語学）ボランティア》<br>一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上の都内在住、在勤、在学者）                                 | 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援  |
| 都都市整備局 | 《応急危険度判定員》<br>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者であって都内在住又は在勤者 | 余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定 |

| 機関名    | 要件  | 活動内容  |
|--------|---|---|
| 都都市整備局 | 《被災宅地危険度判定士》<br>宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 17 条に規定する土木又は建築技術者  | 災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施        |
| 都建設局   | 《建設防災ボランティア》<br>公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者 | 建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握 |

その他、警視庁や東京消防庁において、以下のようなボランティア制度を実施しています。

| 機関名   | 要件  | 活動内容  |
|-------|---|---|
| 警視庁   | 《交通規制支援ボランティア》<br>警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの   | 1 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動<br>2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動<br>3 その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動            |
| 東京消防庁 | 《東京都消防庁災害時支援ボランティア》<br>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者<br>1 応急救護に関する知識を有する者<br>2 過去に消防団員、消防少年団として 1 年以上の経験を有する者<br>3 元東京消防庁職員<br>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者 | 1 災害時<br>災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施<br>2 平常時<br>消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施<br>※チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施 |

【出動要件等】

| ボランティア名              | 出動要件及び活動内容  |
|----------------------|---|
| 防災（語学）ボランティア         | 外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、被災外国人等を支援                          |
| 応急危険度判定員             | 区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定                         |
| 被災宅地危険度判定士           | 都都市整備局からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施   |
| 建設防災ボランティア           | 震度 5 強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度 6 弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施 |
| 交通規制支援ボランティア         | 警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施  |
| 東京消防庁<br>災害時支援ボランティア | 東京消防庁管内における震度 6 弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁が管下で行う消防活動の支援（応急救護活動、消火活動の支援及び救助活動の支援など）を実施                     |

■東京都地域防災計画について

東京都地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づいて東京都防災会議が策定しています。「都、区市町村、防災機関、事業者、地域の防災組織及び都民が総力を結集し、各主体の持てる能力を発揮し、主体間で連携を図ることにより、『自助』『共助』『公助』を実現し、都の地域における地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興を実施し、都民の生命・身体及び財産を保護するとともに、都市の機能を維持することにより、東京の防災力を向上し、『首都東京の防災力の高度化』を図ること」を目的としています。

※本資料は、システムの「お知らせ」に掲載しておりますので、併せてご確認ください。

【担当部署】 東京都 生活文化局 都民生活部  
 地域活動推進課 多文化共生推進担当  
 〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階  
 TEL : 03-5320-7738  
 Email : [S1161202@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1161202@section.metro.tokyo.jp)